1.5　船舶は、第五規則の規定により要求される有害物質の目録を完成させる。

1.6　船舶は、再資源化に係る活動に先立ち、当該船舶が再資源化の準備を完了したことにつき、主管庁又は主管庁から認定された団体により証明されるものとする。

第九規則　船舶の再資源化計画

船舶の再資源化施設は、船舶の再資源化に先立ち、機関が作成する指針を考慮して、船舶ごとの船舶の再資源化計画を作成する。船舶の再資源化計画については、次の全ての要件を満たすものとする。

1.1　船舶所有者が提供する情報を考慮して作成すること。

1.2　船舶の再資源化施設に許可を与えた締約国が受理する言語で作成すること。使用される言語が英語、フランス語又はスペイン語でない場合には、主管庁が不要と認めるときを除くほか、これらの言語のいずれかに翻訳する。

1.3　特に、立入り安全区域及び熱間作業安全区域の条件の設定、維持及び監視並びに物質（有害物質の目録に明示する物質を含む。）の種類及び量の管理方法に関する情報を含めること。

1.4　船舶の再資源化施設に許可を与えた権限のある当局により、第十六条６の規定に従って寄託された宣言に従い、明示的又は黙示的に承認されること。権限のある当局は、第二十四規則の規定に従って船舶の再資源化計画を受領した後三作業日以内に、書面による受領の確認を船舶の再資源化施設、船舶所有者及び主管庁に送付する。その後は、次のとおりとする。

1.4.1　締約国において船舶の再資源化計画の明示の承認が要求される場合には、権限のある当局は、船舶の再資源化計画を承認し、又は否認する旨の決定について、船舶の再資源化施設、船舶所有者及び主管庁に対して書面による通告を行う。

1.4.2　締約国において船舶の再資源化計画の黙示の承認が要求される場合には、船舶の再資源化計画の受領の確認において、十四日間の検討期間の終了日を明示する。権限のある当局は、船舶の再資源化計画に対して異議がある場合には、当該十四日間の検討期間内に、船舶の再資源化施設、船舶所有者及び主管庁に対して当該異議を書面により通告する。この書面による異議の通告がない場合には、船舶の再資源化計画は、承認されたものとする。

1.5　1.4の規定に従って承認された後、主管庁又は主管庁から指名された検査員若しくは認定された団体による検査の際に利用することができるようにすること。

1.6　二以上の船舶の再資源化施設が使用される場合には、使用される船舶の再資源化施設を特定し、並びに許可を与えられた船舶の再資源化施設ごとの再資源化に係る活動及びその順序について明示すること。

C部　検査及び証明

第十規則　検査

1　この条約が適用される船舶は、次に定める検査を受ける。

1.1　船舶の就航前又は有害物質の目録に関する国際証書が発給される前に行う最初の検査。この最初の検査は、第五規則の規定により要求される有害物質の目録第一部がこの条約の要件に適合していることを確認するものとする。

1.2　主管庁の定める五年を超えない間隔で行う更新検査。この更新検査は、第五規則の規定により要求される有害物質の目録第一部がこの条約の要件に適合していることを確認するものとする。

1.3　構造、設備、装置、取付物、配置及び材料の変更、交換又は重大な修繕が行われた後、船舶所有者の要請によって行うことができる追加検査（状況に応じ、全般的又は部分的なものとする。）。この追加検査は、当該変更、交換又は重大な修繕が、船舶がこの条約の要件に引き続き適合するような形で行われたこと及び有害物質の目録第一部が必要に応じて改定されることを確保するものとする。

1.4　船舶の再資源化が開始される前に船舶の退役に先立って行う最終検査。この最終検査は、次の事項を確認するものとする。

1.4.1　第五規則４に定める有害物質の目録がこの条約の要件に適合していること。このことについては、機関が作成する指針を考慮して確認する。

1.4.2　第九規則に定める船舶の再資源化計画が、第五規則４に定める有害物質の目録に含まれる情報を適切に反映していること並びに立入り安全区域及び熱間作業安全区域の条件の設定、維持及び監視に関する情報を含んでいること。

1.4.3　船舶を再資源化する船舶の再資源化施設がこの条約に従って有効な許可証を備えていること。

2　この条約の実施を目的とする船舶の検査については、主管庁の職員が、機関が作成する指針を考慮して行う。もっとも、主管庁は、自己の指名する検査員又は自己の認定する団体に当該検査を委託することができる。

3　2の規定により検査を行う検査員を指名し、又は検査を行う団体を認定する主管庁は、これらの検査員又は団体に対し、少なくとも次のことを行う権限を与える。

3.1　当該検査員又は団体が検査を行う船舶に対し、この条約の規定に適合することを要求すること。

3.2　締約国である寄港国の適当な当局からの要請に応じて検査及び監督を行うこと。

4　主管庁は、あらゆる場合において、検査の完全性及び実効性の確保について責任を負うものとし、この義務の履行のため必要な措置をとる。

5　最初の検査及び更新検査は、機関の他の適用可能な法的文書によって要求される検査と調和のとれたものであるべきである。

第十一規則　証書の発給及び裏書

1　主管庁又は主管庁から権限を与えられた者若しくは団体は、第十規則の規定に従って行う最初の検査又は更新検査の完了後、機関が作成する指針を考慮して、同規則の規定が適用される船舶（最初の検査及び最終検査の双方が同時に行われる現存船を除く。）に対し、有害物質の目録に関する国際証書を発給する。

2　主管庁又は主管庁から権限を与えられた者若しくは団体は、第十規則の規定に従って行う追加検査の完了後、船舶所有者からの要請に応じ、１の規定に基づいて発給された有害物質の目録に関する国際証書に裏書をする。

3　更新検査が既存の証書の有効期間の満了の日前三箇月以内に完了する場合には、第十規則1.2及び第十四規則２の規定にかかわらず、新たな証書は、当該更新検査の完了の日から、当該満了の日から五年を超えない日までの期間効力を有する。

4　更新検査が既存の証書の有効期間の満了の日の後に完了する場合には、新たな証書は、当該更新検査の完了の日から、当該満了の日から五年を超えない日までの期間効力を有する。